

議会改革検討調査会記録

1 日 時 令和6年11月21日(木曜日)
開 会 午前 9時58分
閉 会 午前10時45分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 13人

座 長 高 田 重 信

副 座 長 柏 佳 枝

委 員 織 田 伸 一

// 田 辺 裕 三

// 久 保 大 憲

// 金 谷 幸 則

// 押 田 大 祐

// 大 島 満

// 谷 口 寿 一

// 成 田 光 雄

// 尾 上 一 彦

// 村 石 篤

// 赤 星 ゆかり

4 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	中 村 敏 之
事務局次長	高 田 まどか
庶務課長	澤 野 重 雄
議事調査課長	鳥 取 則 子
議事調査課長代理	酒 井 優
議事調査課議事係長	土 方 智 樹
議事調査課主任	杉 林 睦 美

5 協議結果について

(1) 議会主催の議会報告会・意見交換会、各層との意見交換会の開催について

(提案の趣旨：開かれた議会を目指し、議会報告会の開催や市民との意見交換会を開催する。)

市民に議会の活動を身近に知っていただき市民との信頼関係を確保するため、議会が市民の中に積極的に出かけて行き、議会で行われた議案や請願等の審議・審査について市民に直接報告する機会を制度化し、説明責任を果たすとともに、市民の意見を把握・集約し、市政や議会運営に反映させる。)

意見の一致は見られなかった。

(議会が積極的に報告会を主催することはよいことだが、議会の全会派が積極的に参加するなど機が熟さないうちは実現は難しいことから、まずは団体等から議会に対して意見交換会をしたいという申出があった際に、議会の有志で対応するところから始めることが大事ではないかといった意見があった。また、既に各議員がそれぞれの地域や各団体と意見交換会や市政報告会、情報交換会などを行っており、常任委員会や議会が主催して報告会等を行う必要性はないといった反対意見があった。)

(2) 請願・陳情人の意見陳述の制度化について

(提案の趣旨：請願及び陳情は、市民の大切な意見、政策提言でもあり、市民参画の機会の保障として「請願及び陳情の意図などを直接議員に説明したい」との申出があれば、原則としてその機会を設けることとする。現行の参考人招致の制度よりも請願・陳情人の意見陳述の機会の保障を強化する。)

意見の一致は見られなかった。

(請願・陳情人を参考人として招致するかどうかは、付託された委員会で決定する現行どおりの対応でよいといった意見や、県外在住の請願・陳情人が意見陳述を行いたいと申し出られて、その交通費等を支給する際は、市民の税金が使われるという観点からもやはり付託された委員会で決定すべきといった意見があった。また、請願において、紹介議員はその請願内容を十分に精査し、その全てを代弁できるという思いで引き受けているはずであり、無条件に意見陳述を認める必要はないといった反対意見があった。加えて、請願・陳情人の権利として全てを認めてしまうと制限がなくなるといった意見があった。)

(3) 議会基本条例・倫理条例の制定について

(提案の趣旨：議会の基本理念、基本方針を議会として決定し、議員が守り、市民の信頼を得るためにも議会基本条例が必要と考える。市民の信託に応え、議会の活性化を図り、市民の福祉の増進及び公正で民主的な市政の発展に寄与するために、市議会及び議員の活動原則

等、基本的事項を定める条例制定を目指す。また、政治への信頼回復に全力で取り組まなければならない、富山市議会としても政務活動費や政治資金問題をはじめ、はっきりとした決意表明も含めて条例制定を目指す。

議員が政党支部を経由する迂回寄付など疑念を抱かれることのないよう、倫理条例が必要と考える。)

①議会基本条例の制定について

意見の一致は見られなかった。

(議会基本条例の内容は議員が当然遵守すべきものであり、改めて条例を制定する必要はないといった反対意見があった。また、議会基本条例の内容については会派間の合意形成が難しいと思われることから、議会とは何かを明文化するための議会憲章のようなものを制定してはどうかといった意見があった。さらに、様々な問題を経て、今の富山市議会があるため、改めて明文化することが本当に正しいとは言えないのではないかといった意見があった。加えて、議会基本条例の必要性は感じるものの、今任期に結論を出すことは難しいと思われることから、改選後の議会改革検討調査会で審議してはどうかといった意見があった。)

②倫理条例の制定について

意見の一致は見られなかった。

(これまで議員おのものが改革してきた結果が出ており、会派や市民からも倫理条例が必要だという声がないため、必要ないといった意見があった。)

6 会議の概要

座長 ただいまから、議会改革検討調査会を開会いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

座長 協議に先立ち、検討調査会記録の署名委員に押田委員、成田委員を指名いたします。
本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。
初めに、協議事項の1番目、議会主催の議会報告会・意見交換会、各層との意見交換会の開催についてであります。
この件につきましては、令和3年10月7日の本検討調査会においても協議を行っており、その際は、偏った意見ばかりを聴取することがないよう、多様な声を受け入れる状況をつくることが優先であるという意見などがあり、継続協議となっておりました。それでは、提案者であります公明党と日本共産党から改めて提案理由の説明をお願いします。
初めに、公明党からお願いします。

柏委員 今回公明党からは皆さんにお配りしている資料1のとおり提案させていただきます。
まず、より開かれた議会に向けた取組はたくさんあると思いますが、その中の1つとして、議会報告会や市民の皆さんとの意見交換会を開催することを提案いたします。
例えば、常任委員会別に定例的な報告会を行ったり、その時々課題をテーマとして挙げて、関連する委員会の報告会や参加者の皆さんとの意見交換会を行ったりすることで、市民の皆さんの声を聞きながら、幅広いニーズを市政に反映させることが大事だと考えております。また、できる限りの努力をしていくことが大事であると考えています。

座長 次に日本共産党からお願いします。

赤星委員 議会主催の議会報告会や意見交換会については8年くらい前から提案しておりましたが、今回は3年ぶりの協議ということで、ぜひ前に進められたらいいと思っております。

富山市議会はどのような活動をしているのかということをもっと身近に知っていただき、信頼関係を構築したいと考えています。

議会のほうから市民の皆さんのところへ積極的に出かけていき御報告するものですが、市長提案の議案や請願・陳情について、どのようなものが出されてどのような審議過程を経て議決や採択に至ったのかを議会全体で確認した上で、責任を持って報告することが大事だと思います。

また、例えば陳情が全会一致で採択された際に、市がそれを受けて動き出したことなどを市民の皆さんに直接御報告する機会を制度化することが大事だと思っております。

説明責任を果たすとともに、議案などに関する報告とは別にフリーテーマの意見交換なども行って、市民の皆さんの意見を把握、集約し、その意見を市政や議会運営に反映させていくことが必要だと思っております。

資料1に参考として記載させていただいたのですが、先日も、先日、議会報告会等の必要性を痛感することがございました。本年11月7日に富山市PTA連絡協議会の皆さんと市議会議員との懇談会があり、私も参加させていただきました。4つの分科会のうち小学校班に参加しましたところ、体育館だけではなく、特別支援教室等の特別教室にもエアコンが設置されていない学校があるため、エアコン設置について検討していただけないかという要望を書いてもらいました。この件について、特別教室にエアコンを設置することは既に決定していて、市は準備のために動いているのですと説明いたしましても、いまいち御理解いただけないような状況でした。これはちょっと参ったなと。今、市政がどのような

状況であるのかということを経会として責任を持ってきちんと御報告しておくことが大事だったのではないかと思ひましたので、資料1に記載させていただきます。

御検討よろしくお願ひいたします。

座長 ただいま提案のあった件について、質疑はありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

座長 ないようですので、御意見のある方は挙手の上、発言をお願いします。

大島委員 私が当選して間もない頃に、先進的な事例ということで、有志の議員の皆様と長野県上田市に視察に行つてまいりました。議会報告会には大変よい面がある一方、常任委員会として運営する難しさがあることをかなり痛感したところでございます。基本的には議会が報告会を積極的に主催することはいいことに違ひないのですが、議員、議会、会派が全体で積極的に関与していこうという機が熟しないと、なかなか難しいのではないかと感じております。

赤星委員がおっしゃつた富山市PTA連絡協議会の方々との懇談会は毎年恒例の大変有意義なものですけれども、その際、横野議長は、PTAから議長に対してこのような会を開催したいので出席してほしいというような依頼があった場合に、議長としては受けられないので、各会派の代表に依頼してほしいとおっしゃいました。いろいろな団体から議会に対して、様々なテーマで意見交換会を開催したいという申出があった際に、議会の代表として議長がお受けになるという制度をつくっていただき、まずは議会の有志で対応するところから始めることが大事ではないかと思ひます。

私も富山市PTA連絡協議会の懇談会に参加しましたが、皆さんが現状をあまり御存じないことを痛感しましたし、例えばごみの有料化に対する皆さんの

関心が非常に高いことなどからも、議会としてその現状を説明することは非常に大事だと思います。議会報告会や意見交換会はぜひ開催してほしいのですが、ただ、議会全体として機が熟しないと実現はなかなか難しいのではないかと思います。

座長 機が熟するとはどういうことでしょうか。

大島委員 この検討調査会で全会一致となるのかどうかという意味です。一部でも反対される方がいれば、議会全体として議会報告会や意見交換会を運営することはなかなか難しいのではないかと思います。

成田委員 私たちの会派では必要ないと思っています。内容について重要視はしていますが、既に各議員がそれぞれの地域や各団体との意見交換会や市政報告会、情報交換会などを行っていますので、常任委員会や議会が主催して報告会等を行う必要性は今のところ感じておりません。

座長 ほかに意見はありますか。

〔発言する者なし〕

座長 提案者からは、議会の大きな方向性の1つとしてこのような議会報告会等が必要ではないかと説明がありました。
皆さんの御意見をお聞きしたところ、大島委員からはその必要性は認めるものの、まずは議会改革検討調査会における意見の一致を大前提に、機が熟するまではやはり難しいのではないかとということでした。成田委員からは議員が各地区に入っていく、意見交換会等でしっかりと情報を提供しているので、必要性はまだ認められないということでありました。意見の一致は見られておりませんが……。

赤星委員 お二方からの御意見ありがとうございました。
大島委員がおっしゃいました富山市PTA連絡協議

会の皆さんとの懇談会の際、保護者班という分科会では、市の子ども会の預かり時間が短いことに困っていて、民間の学童を利用しており費用が大変だという話も出ておりました。

このように、議会での議論の到達点や現状を御存じないのだなと感じたことから、やはり議会報告会等は必要だと痛感した次第です。

それから成田委員は、それぞれの議員が地域に入って報告しているので、議会としての報告会等は必要ないとおっしゃいました。地域に入って報告会等を実施することはとても大事なことです。議員個人の報告会ではどうしても少数の参加者だけにお話することになりますし、意図的ではないのかもしれませんが、議員の受け止めが現状と違っている場合もあるのではないのでしょうか。だから私も気をつけているのですが、誤ったことが住民に伝わってしまうとよくありませんので、議会での議論の到達点とそこから市がどのように動いているのかについて、全体として責任を持って御報告することが大事だということをちょっとお考えいただけないかなと思います。

座長 今ほどの赤星委員の意見に対して、意見はありますか。

大島委員 富山市PTA連絡協議会の懇談会の分科会で、座長と尾上委員がたまたま同じ班だったのですが、尾上委員は御自身が地元の自治振興会長をされていたこともあって、学童保育の制度に非常にお詳しくかったです。ただ、各地域で学童保育の制度にばらつきがあることや、ほかの市町村と比べて富山市の制度は格段に手厚いものであるということもPTAの方々があまり御存じではありませんでした。市民の方とはその地域の議員がお話することが多いと思いますが、ほかの地域ではどうなっているのか、どのような地域差があるのかをお伝えするためにも、議会としてほかの地域の議員がお話することも大事ではないかと非常に重く受け止めました。

赤星委員のおっしゃるとおり、これからもそのようなお話をしていくべきだとは思いますが、議会としてということになると、なかなか難しいのだろうと思います。また先ほど申し上げたように、議会報告会等を開催してほしいと議長にお話があった場合、議会としてお受けすることは難しいと議長はおっしゃいましたが、もう少しハードルを下げて、分かりました、皆さんにお伝えしますという程度にお受けしてもいいのではないかと強く思っております。

座長

次期の市議会議員選挙を控えている中で、新しい会派ができたり、いろいろな新しい考え方の議員が誕生したりすることを踏まえ、このまま継続審議とすることは避けて、今回は意見の一致は見られなかったということで議長に報告させていただき、その中で皆さんの意見はしっかりと伝えたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

それでは、そのように決定いたします。
次に、協議事項の2番目、請願・陳情人の意見陳述の制度化についてであります。
この件につきましては、前任期の本検討調査会においても協議を行っており、その際は、現状どおりとするとなっております。
まず、提案者であります日本共産党から提案理由の説明をお願いします。

赤星委員

こちらの課題につきましても随分前から提案してきました。現在は請願・陳情人が意見陳述を希望された場合、委員会に諮って参考人としてお越しいただいています。それから、委員会側が必要だと判断して決定すればお呼びすることもあります。
請願の場合はその内容について紹介議員に聞くこともありますが、陳情の場合は陳情人がお越しにならないとき一特に委員会側からお呼びしていないときは、確かめたいことを直接お聞きできないので、こ

れはよろしくないのではないかと。

請願・陳情が出されたときに、その方が希望されれば原則、意見陳述の場を設けるというルールづくりをしていけたらいいと思いますので、改めて御協議をお願いします。

座長

ありがとうございました。

ただいま提案のあった件について、質疑はありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

座長

ないようですので、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。御意見のある方は挙手の上、発言をお願いします。

成田委員

今、赤星委員から言われた制度化については必要ないと思います。

現在、議長の判断により付託された常任委員会でその旨を決定しておりますが、現行どおりの対応でいいと思います。

座長

ちょっと確認ですが、現状、各常任委員会で諮って決めているということよろしいでしょうか。

議事調査課長

委員会が参考人の出席を求めるときは、議長を経なければならないとありますので、請願人・陳情人からの意見陳述を行いたい旨の申出や、委員からの参考人を招致したいとの申出があった場合は、所管する委員会において招致するのかどうかの協議を行い、採決を行って決定しているところでございます。

座長

成田委員、今の説明の内容でよろしいですか。

成田委員

そのとおりで、現行どおりでよろしいと思います。

久保委員

ちょっと確認ですが、参考人を招致する場合、交通費の支給は実際にあるのですか。

議事調査課長 あります。

久保委員 陳情に関しては県外の方から提出されるものもあります。書面から十分判断できるため委員会において陳情人からの意見陳述は必要ないと判断しても、陳情人が発言の機会が欲しいと手を挙げれば、こちらが交通費等を支払い、出席されることになります。市民が納めている税金が使われるという観点からも、九州や東京といった県外在住のどなたにでも安易に交通費等を支払うことはちょっと問題があるのではないかと思います。本人から伝えられることがあったとしても、来ていただくのかどうかを決めるのはやはり委員会であるべきではないかと思います。もう一つ、請願に関しては紹介議員がその請願の内容について必ず十分な精査を行っており、請願人とコミュニケーションを取って意思疎通してから紹介議員となっているはずで、紹介議員であれば招致することはあまり難しい話ではありませんし、本来、全てを代弁できるというくらいの思いで紹介議員を引き受けているはずだと思いますので、無条件で意見陳述を許可するという取組はそもそも必要がないと。そこは紹介議員がしっかりと責任を持って、その立場を全うされることが第一であると思います。

座長 今の久保委員の意見に対し、赤星委員はどのようにお考えですか。

赤星委員 例えば昨年提出された請願について、私の会派の2人で紹介議員になったことがありました。今、久保委員がおっしゃったように、十分に精査をしましたし、書かれている内容についてもある学校へ行って確認してから紹介議員になったということがございます。しかし、請願の審査を行った委員会では、確認したいことがあるから紹介議員である赤星議員に質問したいということで、ある会派の委員から動議が提出されましたが、それは必要ないという意見が多く、否決されました。私としてはちゃんと精査して確認

したということをお話しできたのですけれども、その際は請願が不採択となりました。そのようなことは今度はもう嫌なので、次の定例会では紹介議員のない陳情として提出しますということで、同じ方が同じような内容で提出し直されたのです。聞くのならば自分に直接聞いてほしいとおっしゃっていましたので、上越市議会が取り組んでいるように、本人が希望する場合は意見陳述していただくことを制度化したらいいのではないかと思います。

村石委員

赤星委員のおっしゃった上越市議会で、参考人をお呼びしている様子を動画で見たことがあります。ただ、請願・陳情人の権利として全てを認めると制限がなくなってしまうことも理解できるので、基本的には久保委員がおっしゃったように、陳情や請願の内容を吟味し、参考人をお呼びする必要があるのかどうかを委員会で判断すべきだと思います。ただし、やはり発言したいという人の意見も十分しんしゃくし考えた上で、慎重に委員会で判断すべきだと思います。

座長

ほかにはないようですので、先ほどと同じ理由で継続協議はなしとします。意見の一致は見られなかったということで、現状どおり委員会で諮って決めていくということでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

それでは、そのように決定いたします。次に、協議事項の3番目、議会基本条例・倫理条例の制定についてであります。これらの件につきましては、前任期の本検討調査会においても協議を行っており、その際は、いずれも意見の一致は見られなかったとなっております。それでは、提案者であります立憲民主党、日本共産党、政策フォーラム32から改めて、提案理由の説明をお願いします。

村石委員

富山市議会基本条例を制定するということですが、
ども、前置きとして私たちは議会とはどのような
ところで、議員としてどのようなことをしていくのか
ということを考え、市民の信頼を得るために日々行
動していると思います。

それは個々の議員として持っている気持ちですから、
それを議会としてしっかりと決めて、決めた以上は
個々の議員がそれを守り、市民にも約束するという
ことで、議会基本条例が必要だと考えています。

内容について、基本理念としては「議会は、市民に
開かれた信頼される議会を構築するとともに、市民
福祉の向上及び市政の伸展に全力を挙げるものとし
る。」ということであります。

基本方針としては「議会は、前条に規定する基本理
念に従い、次に掲げる基本方針を実現するものとし
る。(1) 議会の活動を通じて得た市民の声を市政
に反映すること。(2) 適正な市政運営が行われて
いるかを注意深く監視し、評価すること。(3) 議
会に関する情報公開を積極的に行うこと。」としま
いと思います。

また、議員の活動原則としては「1 富山市議会議
員(以下「議員」という。)は、市政の課題及び市
民の多様な意見を的確に把握し、議会活動を通じて、
市民の負託に応えるものとする。2 議員は、議会
がその権能を十分に発揮できるよう日常の調査及び
研修活動を通じて自己研鑽に努めるものとする。3
議員は、常に公明正大な議会活動を行い、市民へそ
の内容を公開するよう努めるものとする。」という
ことで、議員も議会も開かれた状態の中で、市民と
一緒になって市政を運営していこうという決意を表
明するのが議会基本条例だと思います。

以上です。

座長

続きまして日本共産党からお願いします。

赤星委員

この協議事項につきましても、政務活動費の不正と
いう大きな事件があった直後の8年ほど前か、その
前からだったかはちょっと覚えていないのですけれ

ども、ずっと提案し続けており、何度も議論が行われましたが、制定されないまま今に至っております。改めまして提案理由を読み上げさせていただきます。市民の信託に応え、議会の活性化を図り、市民の福祉の増進及び公正で民主的な市政の発展に寄与するために、市議会及び議員の活動原則等の基本的事項（倫理を含む）を定める条例制定を目指して検討を進める。政治と金の問題が国民の怒りを呼び、引き続き大きな関心を集めている。また、行政職員による官製談合や様々な不祥事が相次いでいる。政治への信頼回復に全力で取り組まなければならない、富山市議会としても政務活動費や政治資金問題をはじめ、はっきりとした決意表明も含めて条例制定を目指す、ということでございます。よろしく申し上げます。

座長 それでは政策フォーラム32から申し上げます。

大島委員 提案した時期はかなり前になりまして、議員定数の削減や議選監査委員の廃止、それから議長の会派離脱等の検討項目のうちの一つでございました。今、政治と金の問題が選挙にかなり大きく影響するということは皆さんも御存じだと思います。政党支部を経由する迂回寄附だけではなくて、例えば今でしたら、自分の後援会に対する寄附やふるさと納税、それから、相手によっては災害に対する寄附もできないということがあります。もちろん気をつけていらっしゃるし、そうしなければいけないのですが、公職選挙法の範囲からうっかり出てしまうということもありますので、以前はこのような倫理条例が必要だと思っていました。倫理条例の制定まで求めることがいいことなのかどうかは分かりませんし、また議選監査委員の廃止に関する協議のときのように皆さんからの承諾がいるということですけども、当時の提案内容のまま出しております。提案理由は資料1のとおりでございます。

座長 ただいま提案のあった件について、質疑はあります

でしょうか。

〔発言する者なし〕

座長 それでは皆さんの御意見をお伺いしたいと思います
が、本協議項目は議会基本条例の制定と、倫理条例
の制定の2つの項目からなっております。
そのため、まずは議会基本条例の制定について協議
を行い、その後、倫理条例の制定について協議を行
いたいと思いますが、そのように進めることとして
よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、そのように決定いたします。
まず、議会基本条例の制定について、皆さんの御意
見をお伺いしたいと思います。

成田委員 確かに議会基本条例については過去から協議が行わ
れていますが、意見の一致が見られないということ
で今に至っているかと思えます。
議会基本条例をつくることが目的のようになってき
ていますが、条例ができたからといってルールがき
ちんと守られるようになるわけではありません。今、
立憲民主党からは3つの基本方針が挙げられていま
すけれども、これは議員それぞれが取り組んで当然
の内容ですし、政務活動費のあり方検討会などいろ
いろな協議を経て私たちなりにきちんと対応してき
ていることから、議会基本条例を改めて制定する必
要も議論する必要もないと思えます。
以上です。

村石委員 今ほどの成田委員の発言の中で、3つの基本方針の
内容は議員各個人で実行しているとありましたけれ
ども、実際に実行しているということを明文化する
ことと、それを市民に明らかにしていくことを
考えると、やはり議会基本条例を制定したほうが
よいのではないかと考えます。

赤星委員 今、村石委員がおっしゃったように、明文化することは大事なことだと思っています。議会基本条例が最初に制定されたのは北海道の栗山町議会だったと思うのですが、議会基本条例に基づき選挙の前に、立候補を表明している候補者全員に対してあなたはこの議会基本条例を守りますかという議会からの質問を文書でやり取りされると聞いたことがあります。新しく選挙で当選された方にもこの条例を守っていただくということです。それまでの議会での議論と全く違った倫理感や価値感を持って選挙に出られる方もいないとは限らないと思いますし、そのような活動をしている議会もあることから、活動原則などは明文化して引き継いでいくことが大事だと私は思っています。

座長 ほかに御意見はありませんか。
意見があまり出ないのですが、私としては1つの方向性をしっかりと把握したいと思っています。先ほども申したように継続協議とはしないつもりですが、今日の方向性をしっかりと決めたいと思います。そこで大変恐縮ですが、状況を確認するためにも皆さんに挙手を求めてもよろしいですか。

〔発言する者なし〕

座長 それでは、議会基本条例につきまして次回ということではなく、今回で協議を打ち切ることに賛成の皆さんの挙手をお願いしたいと思います。……

（「打ち切るとは」と発言する者あり）

座長 打ち切るといいますか、1つの結論として、意見の一致は見られなかったということで議長に報告させていただくことに対して、皆さんの……

（「それは挙手が必要なのか」と発言する者あり）

村石委員 座長は今、議会基本条例を制定するのもしないのか

について、賛成か反対かを採決しようとしてしていると理解したのですが、合っていますでしょうか。

座長 たくさんの方が議会基本条例の制定の必要があるという意見であれば、年度内にもう1回検討調査会を開催する可能性もありますし、それとも意見の一致は見られなかったと報告するのか、皆さんの意見を聞いて判断材料とさせてもらいたいと思います。なぜかという、これは長期にわたり協議している項目ですので、今回の検討調査会で1つの方向性をしっかりと見いだしたいと思っているからです。今ここで、再度検討調査会を開いて検討していく必要があるのかということも含め、今皆さんが思っていることを……。

成田委員 私は議会基本条例の制定は必要ないと申しましたけれども、制定の必要があるのかないのか、ほかの委員の方々からも参考として意見を聞いていただいて、それで判断していただきたいと思います。

座長 制定の必要があるのかないのかを聞けばいいのですか。

（「今はそれしかないと思います」と発言する者あり）

谷口委員 今日ここで多数決を採って、これでもう協議をやめるという意味ですか。どういうことですか。

座長 皆さんの意見を聞いて、制定の必要がないということであれば、意見の一致は見られなかったということで議長に報告して、審議は終わるという感じですか。

谷口委員 そうであれば、もう既に意見の一致は見られていないので、それでいいのではないですか。

座長 議長に対して報告するにはあまりにも意見が出ていないものですから、その参考として……。

- 久保委員 あまりにも意見が出ないということなので、会派としての意見を少し述べさせていただきますと、村石委員が提案された内容については、私どもとしては別に反対するものではないのです。ただ、過去に議会基本条例の項目の内容まで大分深く精査したときに、例えば資産公開など、議会基本条例に通常入るであろう幾つもの項目において、会派間の合意形成が完全に難しいような状態が見受けられました。議会とは何なのかということをも明文化するに当たって、私どもとしては、例えば議会憲章のようなものを制定してはどうかと考えています。市民の皆さんや当局の皆さんに対し、議会とはこうあるべきだ、当局の皆さんにはこうあってほしいのだということを示すもので、一度提案したのですが、当時は条例をつくるか否かという議論に終始して、それは認められなかったのです。
- この議会基本条例の議論の入り口としては村石委員の言われたとおりですが、条文の詳細な内容に関して決めるにはかなりの困難を極めるのではないかと。議員それぞれの立ち位置が大分違いますので、内容にこだわるのであれば、今任期中に条例を制定するか否かを決めてしまうと次期の議員の皆さんの足かせにもなってしまいます。議会基本条例が必要かどうかを私たちの任期中で決められるのであれば検討の余地があったのかもしれませんが、今の時期から考えても、議会基本条例を制定するべきかどうかというかなり踏み込んだ決定をすることについては、私たちは賛同しかねるということで御理解いただきたいと思います。
- 村石委員 久保委員は今、議会憲章とおっしゃいましたけれども、幾つかの自治体でそのような憲章をつくっているのかどうかは把握しておられますか。
- 久保委員 幾つあるのかは把握していませんが、過去の調査でそのようなものを取り上げていた自治体があったと記憶しています。

押田委員 私も意見をちょっと述べさせていただきます。以前にも検討調査会で伝えさせていただきましたが、いろいろな市へ視察に行って、様々な声を聞いてきたと思いますけれども、議会基本条例の制定については最初は盛り上がっていくのに、だんだんと形骸化していく市が多いと聞いております。赤星委員も言われましたが、私たち富山市議会は政務活動費の問題から2回の選挙を経て8年くらいになりますけれども、議会というものは変わってきたと思います。ですので、議員の資質という意味でも、明文化しなくてもあの問題はずっと忘れないと、みんなが心に刻めばいいのではないかと。細かい内容に関しては久保委員が言ったとおり、これから改選もある中で作業的にも間に合うのか分かりませんので、議会基本条例をつくるのかどうかは次期の議員たちが考えるべきではないかと思っております。

座長 ということは、今ここで決めることは……。

押田委員 今任期に関しては難しいと思っております。

赤星委員 今、押田委員は視察先で議会基本条例が形骸化していると聞くとおっしゃったのですけれども、そうではない議会もたくさんあるはずですよ。私の知っている範囲でも、上越市議会ではどんどん見直しをかけていて、ホームページにも新しく見直しをしましたという記事が出ています。ほかの議会でも、進化しているところでは議会運営にもそれが反映されており、住民の皆さんと一緒にやって議会活動をしているという話を研修会でよく聞いております。ですので、制定する前から形骸化していくと言うのではなくて一みんなが心に刻んだのかどうかはどのようにしたら分かるのでしょうか。やっぱり明文化して引き継ぐ必要があると思っておりますし、今日も少なくとも3つの会派は必要だということで改めて協議しておりますので、必要があるのかないのかの多数決は採らないでいいと思っております。議長への報告はほかの項目と同じように、意見の一

致が見られなかったということで、それぞれの委員からの意見をお伝えいただくという形でいいのではないのでしょうか。

座長 尾上委員からは何かありますでしょうか。

尾上委員 私は制定の必要はあまりないのかなと一貫して思っておりましてので、意見を述べてはおりませんが、様々な問題を経て今の富山市議会があることから、改めて明文化することが本当に正しいことなのかという、そうでもない部分もあると思っておりますので、私は必要ないと考えております。

座長 大島委員からは何かありますでしょうか。

大島委員 私は必要性は感じるものの、大きなテーマですから今任期の方々に結論を出すのはちょっと難しいだろうと思っておりますので、意見の一致は見られなかったということで、次期に繰り越すのはどうでしょうか。新しい議員が選ばれましたら、恐らくまた同じような検討課題を提出してこられると思っておりますので、そのときにまた審議することにしかならないのではないかと思います。

座長 意見が出なかったもので先ほどはちょっと先走った発言をしました。申し訳ありませんでした。今ほどの皆さんの意見を踏まえながら、意見の一致は見られなかったということで議長に報告させていただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、そのように決定いたします。それでは、次に倫理条例の制定について、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

成田委員 倫理条例についても必要ないと思っております。今、議会基本条例について皆さんからお話があったとおり、

これまで議員おののおのが改革してきた結果も出ていますし、会派や市民からも倫理条例が必要だという声を実際に聞いたことがないので、私たちの会派としては必要ないと思います。

座長 ほかにないようですので、この件につきましても意見の一致は見られなかったということで、次の任期の方に選択してもらうこととしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、そのように決定いたします。
各項目において意見の一致は見られなかったという結果になりました。
以上で本日の協議事項は全て終了いたしました。
本日御協議いただきました検討事項につきましては、私から議長に結果を報告することといたしますので御承知おき願います。
これをもって本日の議会改革検討調査会を閉会いたします。

令和6年11月21日
議会改革検討調査会記録署名

座 長 高 田 重 信

署名委員 押 田 大 祐

署名委員 成 田 光 雄